

## 非図書資料の収集・保存・提供 録音・映像資料を中心に

国立国会図書館 利用者サービス部 音楽映像資料課長  
小林 直子

はじめに

国立国会図書館は、2015年3月末現在、図書約1,050万点、逐次刊行物約1,650万点、非図書資料約1,400万点、合計約4,100万点の資料を所蔵しています。2014年4月から2015年3月の1年間の受入数は、図書約21万点、逐次刊行物約60万点、非図書資料約7万点、合計約89万点でした。非図書資料という括りには、マイクロ資料、録音資料、映像資料、機械可読資料、地図、楽譜、博士論文などが含まれます。

かつては、国立図書館の蔵書といえば図書を中心とした紙媒体の資料が大部分でしたが、時代の流れとともに資料が多様化し、デジタル形式の資料や情報も収集・提供・保存対象となってきました。当館でも、2000年10月から、パッケージ系電子出版物（CD-ROM等媒体に格納されたデジタル形式の資料）が新たに納本制度の対象となり、納入されるようになりました。録音資料のCDや映像資料のDVDも、パッケージ系電子出版物です。また、2002年から国や地方公共団体等のウェブサイトを集めているほか、2013年の国立国会図書館法改正により新たに納入義務の対象となった民間の電子書籍等も、無償でDRMなしのものを収集・提供しています。当館でデジタル化した200万点以上の図書や雑誌も、「国立国会図書館デジタルコレクション」を通じて提供しています。さらに、歴史的な非図書資料のアーカイブを推進する民間団体によりデジタル化された音声や映像も、寄贈や購入により入手し、デジタルコレクションの「歴史的音源」「科学映像」として提供しています。

当館は、国内唯一の納本図書館として、こうした多種多様な情報資源を利用に供するとともに、文化的資産として蓄積し、後世に伝える責務を負っています。本日は、非図書資料のうちの、録音・映像資料の課題を中心に、ご報告します。

### 1 録音・映像資料の収集・提供の経緯と現状

#### (1) 収集の経緯と所蔵状況

国立国会図書館は、納本制度により、録音・映像資料を収集しています。開館の翌年1949年から録音盤、すなわちレコードが納入対象となりましたが、映像資料については長らく対象外でした。例えば、映画フィルムは保存が困難、制作部数が少なく価格が高いという理由により、法律上、納入免除とされてきました。現在も同じ扱いです。ビデオテープやDVD

等の映像資料は、パッケージ系電子出版物が新たに納本制度の対象となった2000年10月から、納入されるようになりました。録音・映像資料の所蔵数は、録音資料が約67万点、映像資料が約15万点で、ほとんどが利用者サービス部音楽映像資料課の所管ですので、ここに焦点を当ててお話しします。

録音・映像資料は、寄贈を受けることもありますが、主として納本制度による国内刊行資料の収集であり、ジャンルはさまざまです。録音資料には、音楽、語学、朗読、落語、講義・講演など、映像資料には、内外の映画、音楽、アニメ、スポーツ、講義・講演などを内容とするものが含まれます。利用者サービス部音楽映像資料課所管のおもな録音・映像資料の内訳は、録音資料は、1949年以降に納入された国内盤のアナログレコード約30万枚（シェラック<sup>1</sup>製のSP、ポリ塩化ビニール製のEP・LP）、デジタル形式の音盤であるCD約34万枚、フィルムレコード（ソノシート）3,000枚弱、カセットテープ約1万巻です。映像資料は、主として2000年以降に受け入れた国内刊行のビデオテープ約15,000巻、レーザーディスク約17,000枚、DVD、ブルーレイ等デジタル形式のディスクが約11万枚です。年間増加数は、録音資料・映像資料ともに1万点前後のペースです。

## (2) 提供の経緯と利用状況

録音資料納入開始の翌年、1950年から10年間は、月1回のレコード演奏会という形で聴取の機会を提供していました。個々の利用者の要求に応じて録音資料の聴取ができる資料室の開室は1963年、その後、1990年には映像資料の視聴席を試行的に設置し、2001年1月から本格的に映像資料の提供も開始しました。閲覧体制の様々な変遷を経て、現在では、大部分の録音・映像資料の提供を、専用の視聴ブース席（18席）がある音楽・映像資料室で行っています。

同室には、レコード会社の販売目録を含め約5,000冊の参考図書を開架しており、こちらは特段のしるしなしに閲覧できますが、録音・映像資料の視聴については、貴重書・準貴重書や憲政資料の閲覧と同様、調査・研究目的に限って利用を許可するという閲覧許可制を取っています。視聴に際しては、職員が資料を機器にセットし、利用者は視聴席の液晶タッチパネルを操作して利用します。図書など紙の資料よりも、媒体が変質したり損傷を受けたりしやすく、取り扱いに注意が必要であるため、一般的な図書や雑誌等の閲覧とは異なる対応をとっています。2014年度の同室の利用者数は延べ7,841人、録音・映像資料等の出納点数は5,885点でした。なお、録音・映像資料の利用実態としては、視聴だけではなく、ジャケット、歌詞カード、解説など印刷資料の閲覧のみをされる方もあります。レコード会社は音源の原盤は保管していても、必ずしも印刷資料は所蔵していないため、過去の音源から新しいCDを作製する際の調査などに利用されているためです。

---

<sup>1</sup> シェラックは、カイガラムシの分泌物を精製して作られた天然樹脂

## 2 録音・映像資料の長期利用保証の課題

### (1) 媒体の劣化

レコード、カセットテープ、ビデオテープ、CD、DVDといった録音・映像資料は、紙資料と比べて一般に寿命が短く脆弱ですが、破損した場合の修復も難しく、媒体の一部が劣化や破損しただけでも全体が再生できなくなる可能性があります。デジタル形式の資料の長期保存も課題ではありますが、現状での媒体の劣化は、アナログ形式のものについて深刻です。たとえば、1980年以前に刊行されたカセットテープに切れや変質、また、1960年代前半までのソノシートに変形、といった劣化や破損が見つかっており、既に再生ができないものが存在します。カセットテープとソノシートは再生による摩耗を避ける仕組みがないことから、破損予防のために当該時期に刊行された約2,000点をやむなく利用不可としています。また、レコードには変形やひび割れなどが見られるものがありますし、ビデオテープはカセットテープと同様に寿命の短い磁気テープを使用していることから、今後の利用が危ぶまれる年代のものが出てきています。

保管方法や保管環境に注意するほか、EP・LPレコードについては、再生時のレコード針による摩耗を防止するために、レーザー光線で溝を読み再生する機材を使用しています。録音資料の中で一番古い資料群であるSPレコードの7割程度は、1970～80年代にカセットテープに変換しましたが、そのテープの寿命も近づいています。上記のような従前の対策はどれも根本的なものではなく、アナログ形式の録音・映像資料の長期利用を保証するには、デジタル化が必要です。

### (2) 再生機器の旧式化

多種多様な媒体の劣化という課題に加え、録音・映像資料は、再生機器がないと利用できないという特性があります。時代や市場の変化とともに比較的短期間で多種多様な媒体が出現しては旧式化し、それに伴って再生機器も旧式化して、入手や修理が困難になります。国立国会図書館が2006～2010年度に実施した電子情報の長期的な保存と利用のための調査研究の一環として、アナログ録音・映像資料に関する規格や仕様や再生機器の入手可能性の調査、デジタル化の試行調査等が実施されました。調査結果から、所蔵する録音・映像資料にはすでに再生できないものが存在することや、再生機器も生産終了によって入手できなくなっているものが存在することが確認できました。

現在、利用提供用の再生機器がないためやむなく利用不可にしている資料数はごく少数であり、利用上大きな問題にはなっていません。再生機器がある媒体の場合も、メーカーでの生産が終了していたり、1社しか製造していなかったり、といった状況で、長期にわたって刊行当初の媒体で提供し続けることは困難といえます。

結局、媒体の劣化の面からも、再生機器の面からも、アナログ形式の録音・映像資料の保存、すなわち長期利用保証の解決策は、デジタル化ということになります。

## 3 録音・映像資料のデジタル化に向けて

## (1) 録音資料デジタル化実施計画の策定

国立国会図書館は、2013年5月に「国立国会図書館資料デジタル化に係る基本方針」及び「資料デジタル化基本計画」を策定しました。基本計画は、2013年度以降どのようにデジタル化を進めていくか、対象資料、優先順位、その他デジタル化に関して必要な基本事項を定めたものです。ここで、初めてアナログ形式の録音・映像資料が、館が実施するデジタル化の対象として具体的に言及されました。

国立国会図書館においては、資料保存の目的で資料をデジタル化することは、著作権法の規定により権利者の許諾を得ずに実施できますが、作成されたデジタル化資料の利用提供方法に関しては、出版者等の関係者と調整する必要があります。紙資料のデジタル化においては、出版関係団体、著作権関係団体等と協議を行い、利用提供方法について合意を形成して進めてきましたが、録音・映像資料のデジタル化においても、2014年5月に、まずは、刊行年の古い資料を多く所蔵している録音資料につき、「録音資料のデジタル化及び利用に係る関係者協議会」を立ち上げました。出版関係団体、著作権関係団体に加え、レコード製作者、実演家等の著作隣接権関係団体からもメンバーを得て協議を行い、同年11月末に、デジタル化資料の利用提供の具体的方法等に係る基本的な合意事項がまとまりました。この合意事項では、利用提供は国立国会図書館内のみとし、図書館等へのデジタル化資料送信サービスの対象とはしない、という内容となっています。

2014年度末に、2015～2017年度を対象期間とする録音資料デジタル化実施計画が策定されました。媒体の劣化状況及び保存の緊急性、再生機器の入手困難性等を考慮して、取り組みの優先順位を決めました。具体的には、カセットテープ及びソノシートのデジタル化を可能な限り進める、SPレコードのデジタル化を試行する、EP・LPレコードの付属印刷資料のデジタル化については必要に応じて実施時期を調整する、といった方向性を打ち出しました。

なお、映像資料については、2015年度に「録音資料のデジタル化及び利用に係る関係者協議会」を立ち上げ、協議を始めたところです。

## (2) 録音資料のデジタル化の現況

2014年度末には、1970年代までに刊行されたカセットテープ約1,700点の状態調査を行い、テープの外れや切れ、かび、波うち等、修復が必要なレベルの劣化状態であるものが2割弱に及ぶことがわかりました。本年度は、1970年代までに刊行されたカセットテープを中心に約500点の音声及びラベル面や付属冊子等の印刷部分のデジタル化並びにソノシートの盤面及び付属冊子等の印刷部分のデジタル化に取り組んでいます。なお、実際のデジタル化作業は外部の業者に委託して行っていますが、試行の結果から、音声デジタル化事業者が大量の印刷部分のデジタル化を行うことは困難と判断したため、音声デジタル化事業者と画像デジタル化事業者が協働で請け負う形での委託事業としています。デジタル化した音源等は、図書や雑誌等のデジタル化資料と同様、「国立国会図書館デジタルコレクション」で提供する想定です。利用者は、館内に設置されたヘッドホン付きの端末で

デジタル化資料を自由に聴取及び閲覧することができるようになり、現在の利用に比べて利便性が大幅に向上します。

実際にデジタルコレクションとして録音資料の提供を開始するのは2016年度以降になる予定ですので、デジタル化の実施を進めつつ、利用提供に関する具体的な調整をしていくことが、目下の課題となっています。

おわりに

このほか、国立国会図書館では、録音・映像資料に関連が深い分野のコレクションの拡充や国内関係機関との連携協力にも踏み出しています。2011年5月に文化庁との間で「我が国の貴重な資料の次世代への確実な継承に関する協定」を結び、放送番組の脚本・台本、楽譜等の音楽関係資料、マンガ・アニメ・ゲーム等のメディア芸術について、所在情報の把握や目録の作成、収集・保存・活用等に関する連携協力を行っています。この取組の一環として収集した放送番組の脚本 27,000 点を 2014 年 4 月から録音・映像資料と同様、音楽映像資料室で提供するとともに、そのうちの一部の資料のデジタル化にも着手しています。

録音・映像資料の本格的なデジタル化は、まだやっと緒についたばかりで、検討・調整しなければならない部分が多く残されています。このセッションで、貴館の取組について学び、情報交換をさせていただき、今後のヒントが得られればと思います。